

志摩市浄化槽設置整備事業補助金交付に係る運用基準

平成16年10月1日

告示第51号

(趣旨)

第1条 この告示は、志摩市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成16年志摩市告示第49号。以下「要綱」という。)の運用基準を定めるものとする。

(確約書)

第2条 要綱第3条第2項に規定する浄化槽を設置する場所に住所を有していない者は、確約書(別記様式)を提出し、工事完成后、速やかに住所を移さなければならない。

(処理対象人員の算定)

第3条 要綱第3条第2項に規定する補助金の交付は、次の各号に区分して1戸の建物につき浄化槽1基分の補助金の交付とする。

ただし、2戸の建物で併せて浄化槽を設置する場合に処理対象人員が10人以下の場合は補助対象とする。

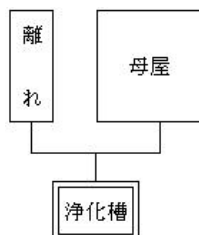
(1) 増築した場合



左記の場合は、補助対象とする。

既設建築物の排水を接続しない場合は、補助対象としない。

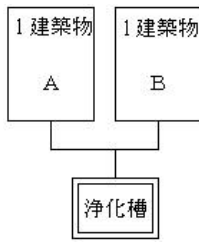
(2) 離れのある場合



原則として合計面積により処理対象人員を算定する。離れのみで浄化槽を設置して母屋の排水を接続しない場合は、補助対象としない。

母屋と離れを併せて1の建築物とみなす。

(3) 複数の建物を併せて処理する場合



AとBを併せて処理する場合、それぞれの建築物で処理対象人員を算定し10人以下であれば補助対象とする。ただし、浄化槽設置後の維持管理について、どちらが管理をするか明確にすること。

(4) 併用住宅の場合



1 事業所・住宅共で1つの浄化槽を設置する場合で、事業所等、住宅部分のそれぞれについて処理対象人員を算定する。

2 左記の場合、処理対象人員が10人を超えるときは、補助対象としない。

また、住宅部分のみ浄化槽を設置する場合において、事業所の排水を別で処理する場合は、補助対象とする。

(算定基礎)

第4条 要綱第3条の処理対象人員は、「建築物の用途別による浄化槽の処理対象人員(JIS A3302-2000)」に基づき算定した数値とする。

(実績報告添付書類)

第5条 要綱第8条第1号に規定する浄化槽設置工事の状況を示す写真は、次に掲げるものとする。

- (1) 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
- (2) 基礎工事の状況を示す写真
- (3) 浄化槽本体の写真
- (4) 据付工事の状況を示す写真
- (5) 上部スラブ工事の状況を示す写真
- (6) かさ上げの状況を示す写真
- (7) 工事完了の写真
- (8) プロワの設置状況を示す写真
- (9) 工事着工前の単独処理浄化槽（汲み取り便槽）の設置状況を示す写真

- (10) 汚泥（し尿）の汲み取り作業の状況を示す写真
- (11) 消毒作業の状況を示す写真
- (12) 解体又は掘り起こし作業の状況を示す写真
- (13) 単独処理浄化槽が完全撤去されたことを示す写真
- (14) 配管工事の写真
- (15) 前各号に掲げるもののほか、参考となる写真
(その他)

第6条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成24年5月11日告示第100号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月28日告示第26号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

住所変更の確約書

私は、
年度において志摩市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の
規定により補助金の交付を申請しますが、申請時には浄化槽の設置場所に居住して
いないため、工事完成后、速やかに設置場所に居住し、住所を移すことを確約しま
す。

記

浄化槽設置場所 志摩市 番地

年 月 日

（宛先）志摩市長

住 所

氏 名

電 話

印